

愛媛県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、「愛媛県地域防災計画」に基づき、災害等発生時における被災市町の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、県、市町及び火葬場設置者（民間の火葬場設置者を含む。）が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町における公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) この計画において「広域火葬」とは、大規模災害等により、被災市町が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。
- (2) この計画において「近隣県」とは、徳島県、香川県、高知県及び広島県のことをいう。

3 基本方針

県、市町及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、この計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 県、市町及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し、提供するとともに、市町、火葬場設置者及び都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。
- (2) 市町は、広域火葬を円滑に実施するため、市町内の情報収集と整理を行うとともに、資器材等の確保等について必要な措置を講じる。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町と連携し、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応する。

第2 平常時における対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項について定期的に把握し、市町及び火葬場設置者に情報提供を行うものとする。

- (1) 県内及び近隣県の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数及びその他必要な事項

- (2) 県内市町及び近隣県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬の実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生時における火葬の実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 民間の火葬場設置者にあつては、前記(2)の実施に努めるものとする。
- (4) 県は、前記(1)から(3)までにに関して必要な協力等を行うものとする。

3 資器材等の確保及び関係事業者との協定締結等

- (1) 市町は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。
- ア 棺及び遺体保存剤並びに作業要員の確保
 - イ 災害等発生時に使用する遺体安置所の確保
 - ウ 火葬場までの遺体等の搬送手段の確保及び搬送経路の検討
- (2) 市町は、災害等発生時における資器材等の確保のため、必要に応じて、葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結等の措置を講じておくものとする。
- (3) 火葬場設置者は、火葬に必要な燃料、資器材及び火葬要員の確保等について、必要な措置を講じておくものとする。
- (4) 県は、遺体の保存に必要な資器材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 緊急通行車両の事前届出

市町は、災害等発生時に遺体及び資器材等の搬送等、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両について、県公安委員会に事前に届出を行うものとする。

5 情報伝達手順等の整備

県は、市町、火葬場設置者及び近隣県間における広域火葬を円滑に推進するため、必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

6 広域火葬の訓練等

県は、市町及び火葬場設置者に対し、広域火葬計画の内容について周知徹底を図るとともに、近隣県及び市町等の協力を得て、被害想定等に応じた広域火葬の訓練に努

めるものとする。

第3 災害等発生時における対応

1 広域火葬の実施体制

県は、大規模災害等が発生し、広域火葬が必要であると判断した場合は、保健福祉部健康衛生局薬務衛生課に広域火葬のための窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被災状況の把握及び報告

- (1) 被災市町は、災害等発生後、速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等を把握し、県に報告するものとする。(様式第1号)
- (3) 民間の火葬場設置者は、前記(2)の報告を行うよう努めるものとする。
- (4) 県は、被災市町及び火葬場設置者からの報告等により被災状況を把握し、速やかに国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援の要請

- (1) 被災市町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に対して広域火葬の応援を要請するものとする。(様式第2号)
- (2) 県は、被災市町からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、被災していない火葬場設置者又は近隣県に対して広域火葬の応援を依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。(様式第3号)
- (3) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。(様式第4号)
- (4) 県は、県内及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県で大規模災害等が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (6) 県及び火葬場設置者は、国から近隣県以外の都道府県への広域火葬の応援要請があった場合は、積極的にこれに対応するものとする。
- (7) 民間の火葬場設置者は、前記(5)及び(6)の対応に努めるものとする。

4 火葬場の割り振り及び調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣県等からの回答に基づいて応援火葬場を割り振り、

被災市町及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣県等に通知するものとする。(様式第5号の1、第5号の2)

- (2) 被災市町は、県の割り振りに基づき、協力の承諾のあった火葬場設置者と火葬実施方法等について、詳細を調整するものとする。

5 遺体の保存及び搬送

- (1) 被災市町は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合は、十分な数の遺体安置所を設置するとともに、遺体保存に必要な資器材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資器材の搬入を緊急通行車両により行うものとする。

- (2) 被災市町は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送を緊急通行車両により行うものとする。

- (3) 被災市町は、遺体保存に必要な資器材を確保することができない場合又は遺体搬送手段を確保できない場合は、県にそれらの手配を要請するものとする。(様式第6号)

- (4) 県は、被災市町から、遺体保存に必要な資器材又は遺体搬送手段の手配について要請があった場合は、これに応じるものとする。

また、被災市町から、遺体安置所の確保について協力要請があった場合も同様とする。

6 相談窓口の設置

被災市町は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。

その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分配慮して遺族等へ説明を行うものとする。

なお、自然死、病死等災害等以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申し込みを受け付けるものとする。

7 火葬に係る特例的取扱い

- (1) 被災市町及び火葬場設置者は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合は、戸籍確認の事後実施等、状況に応じた事務処理を行うものとする。

- (2) 県は、被災市町及び火葬場設置者から前記(1)に係る協議があったときは、速やかに国に承認を求め、その結果を被災市町等に連絡するものとする。

8 引取者のいない焼骨の保管

被災市町は、引取者のいない焼骨を火葬場から引き取り、引取者が現れるまでの間、保管するものとする。

9 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬を行った火葬場設置者は、他の被災市町から受け入れた広域火葬の実施状況を災害等による遺体とその他の事由による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。(様式第7号)
- (2) 県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、国に報告するものとする。

10 広域火葬の終了

- (1) 被災市町は、広域火葬を行う必要がなくなった場合は、県にその旨を連絡するものとする。
- (2) 県は、被災市町からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合は、広域火葬を終了し、関係する市町、火葬場設置者及び近隣県等に周知するとともに、国に報告するものとする。
- (3) 広域火葬を依頼した被災市町は、火葬依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(様式第8号)
- (4) 災害等により死亡した遺体の広域火葬を行った火葬場設置者は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(様式第9号)

11 大規模な感染症の流行等への準拠

この計画は、南海トラフ地震等の大規模災害に対応することを目的としたものであるが、新型インフルエンザ等の大規模な感染症の流行その他広域火葬が必要となる非常事態が生じた場合にも、必要に応じてこの計画に準拠して対応するものとする。

第4 雑則

1 他の協定等との関係

この計画は、市町又は火葬場設置者が他の市町又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援、協力の実施を妨げるものではない。

附則

この計画は、平成26年4月1日から適用する。

